

# 熊本市ぱちんこ店の建築に関する指導要綱

熊 本 市

## 熊本市ぱちんこ店等の建築に関する指導要綱

制定	昭和63年	4月20日	制定
改正	平成14年	4月1日	都市整備局長決裁
	平成20年	3月28日	都市建設局長決裁
	平成21年	7月1日	建築指導課長決裁
	平成22年	5月20日	建築指導課長決裁
	平成23年	6月22日	建築指導課長決裁
	令和2年	(2020年)10月29日	建築指導課長決裁

### (目的)

第1条 この要綱は、熊本市環境基本条例（昭和63年条例第35号）の趣旨に基づき、ぱちんこ店等の建築に関する指導について必要な事項を定めることにより、建築紛争の予防と調整を図り、もって近隣住民等の生活環境の保全と青少年の健全育成に資することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ぱちんこ店等 ぱちんこ屋（スロットマシン店含む）、ゲームセンター及びアミューズメント施設であつて、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する許可を要する施設並びにそれらに付帯する駐車場その他の関連施設をいう。
- (2) 建築 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第13号に規定する建築又は同法第87条第1項に規定する用途の変更を行うもので、別に定める基準に該当するものをいう。
- (3) 建築主等 ぱちんこ店等の建築主若しくはその代理人または営業者をいう。
- (4) 近隣住民等 次に掲げるものをいう。
  - ア 当該ぱちんこ店等に近接する地域にかかる土地の所有者並びに建築物の所有者及び居住者で別に定める基準の区域の近隣住民
  - イ アに規定する区域の自治会
- (5) 自治会長等 前号イに規定する自治会の自治会長若しくは町内役員又は同号アに規定する者の代表者

### (適用範囲)

第3条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当するぱちんこ店等に適用する。

- (1) 熊本市域のうち商業地域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定するものをいう。次号において同じ）以外の地域に建築するもの
- (2) 熊本市域のうち商業地域に建築しようとするぱちんこ店等であつて、当該ぱちんこ店等の敷地の周囲おおむね200メートルの区域内に商業地域以外の地域がある場合  
(建築主等の責務)

第4条 建築主等は、ぱちんこ店等を建築しようとするときは、本要綱の目的の達成に努めるものとする。

- 2 建築主等は、当該ぱちんこ店等を常に適切な状態で維持するよう努めるものとする。
- 3 建築主等は、必要に応じて、近隣住民等とぱちんこ店等の工事及び維持管理に関する協定の締結に努めるものとする。

### (自主的解決の原則)

第5条 建築主等及び近隣住民等は、自主的に相互の立場を尊重し、紛争が生じないように努めるものとする。

### (建築計画等の届出)

第6条 建築主等は、ぱちんこ店等を建築しようとする場合において、次条の規定による標識の設置をしたときは、直ちに当該ぱちんこ店等の建築計画、土地利用計画及び工事施工方法（以下「建築計画等」という。）を記載した建築計画届出書（様式第1号）に次の各号に掲げる図書を添付したものを2部市長に提出するものとする。

- (1) 建築計画届出書（様式第1号）
- (2) 付近の土地及び当該施設の状況を表す図書
- (3) 当該施設の敷地及びその周辺の状況が判明する写真
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) その他市長が特に必要と認めるもの

2 建築主等は、前項の届出書及び添付図書の内容に変更があった場合は、変更後の届出書及び添付図書を2部提出するものとする。

3 第1項の建築計画届出書、次条第3項の標識設置報告書、同条第4項の標識記載事項変更届、第8条第3項の事前説明会の経過報告書、同条第4項の事前説明の経過報告書及び第9条第2項の関係課協議経過報告書は、提出された2部のうち1部を建築主等に返却するものとし、建築主等は、これを確認申請書の副本に添付し建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項による建築確認申請(次条において同じ。)を行うものとする。  
(標識の設置等)

第7条 建築主等は、ぱちんこ店等を建築しようとするときは、近隣住民等へ当該建築に係る計画の周知を図るため、建築計画の概要を記載した標識(様式第3号)を次条に規定する事前説明の実施日の14日前の日までかつ建築確認申請をする60日前の日までに設置するものとする。

2 前項の標識の設置期間は、建築基準法第89条第1項の規定による確認の表示を行う日までとする。

3 建築主等は、第1項の規定により標識を設置したときは、第6条の建築計画届出書と同時に標識設置報告書(様式第4号)を市長に2部提出するものとする。

4 建築主等は、第1項の標識の記載事項に変更があったときには、速やかに同項の標識の記載事項を訂正するとともに、標識記載事項変更届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(事前説明等)

第8条 建築主等は、ぱちんこ店等を建築しようとするときは、近隣住民等に対し説明会を実施し、建築計画等について事前に説明を行うものとする。ただし、別に定める基準による場合は、この限りでない。

2 建築主等は、前項の説明会を行うに当たっては、その方法について、あらかじめ自治会長等と協議を行うものとする。

3 建築主等は、近隣住民等に対し第1項の説明会を実施したときは、速やかに事前説明会の経過報告書(様式第6号)を市長に2部及び自治会長等に1部提出するものとする。

4 建築主等は、近隣住民等から戸別に建築計画等について説明を求められたときは、速やかにこれに応じるよう努めるものとする。この場合において、当該説明を行った後速やかに、市長に事前説明の経過報告書(様式第7号)を2部提出するものとする。

(関係機関との協議)

第9条 建築主等は、第6条第1項に定める建築計画届出書の提出を行った後、速やかに別に定める関係機関に対し、建築計画等について協議するものとする。

2 建築主等は、前項の規定による関係機関への協議を行ったときは、速やかに市長に対し関係課協議経過報告書(様式第8号)を2部提出するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、昭和63年 4月20日から施行する。

附 則 この要綱は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年 6月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成21年 7月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成22年 7月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成23年 8月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 2年(2020年)11月 1日から施行する。

建築計画届出書

年 月 日

熊本市長 (宛)

建築主 住所

氏名

TEL ( ) -

熊本市ぱちんこ店等の建築に関する指導要綱第6条の規定により届出ます。

1. 代理者	住所 氏名 TEL ( ) -					
2. 設計者	住所 氏名 TEL ( ) -					
3. 施工者	住所 氏名 TEL ( ) -					
4. 敷地の位置	ア. 地名地番					
	イ. 用途地域	その他の地域・地区				
	ウ. 防火地域					
5. 計画の概要	ア. 工事種別	新築・増築・改築・用途変更	イ. 構造	鉄骨造・鉄筋コンクリート造・その他 ( )		
	ウ. 高さ	最高の高さ	m	エ. 階数	地上 階	
		最高の軒高	m		地下 階	
		計画部分	在来部分	合計	ク. 建ぺい率	ケ. 容積率
	オ. 敷地面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	%	%
	カ. 建築面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	コ. 駐車場	台
キ. 延床面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	サ. 駐輪場	台	
6. 特記事項						
7. 工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
※ 備考 (許可・認定等)				※ 受付印		
※ 受付	年 月 日	号	※ 担当者	事前番号		

- (注) 1. 5欄の「ウ」及び「エ」は、建築基準法施行令第2条第6号から第8号までの規定により算定した数値を記入してください。
2. 6欄は、建築基準法による許可又は認定、都市計画法による開発許可等の有無を記入し、その他の届出に参考となる事項を記入してください。
3. 施工者が未定の場合は未定と記入してください。

# 誓約書

年 月 日

熊本市長

(宛)

建築主住所

氏名

印

代理者住所

氏名

印

設計者住所

氏名

印

施工者住所

氏名

印

私は、熊本市

に建築する

によって近隣住民との間に当該建築物に

係る紛争が生じた場合には、自己の責任において誠意をもって解決にあたることを誓います。

- (注) 氏名は自署若しくは記名押印をしてください。  
施工者が未定の場合は「未定」と記入してください。  
代理者を設定する場合は委任状を添付してください。

様式第3号 (第7条関係)

建築計画のお知らせ				
ぱちんこ店等の名称				
事業者 (建築主)	住所及び氏名 法人にあつては、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名			
設計者	住所及び氏名 法人にあつては、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名			
工事施工者	住所及び氏名 法人にあつては、事業所の所在地、名称及び代表者の氏名			
敷地の位置		熊本市		
計画概要	用途		構造	
	敷地面積	m <sup>2</sup>	高さ	
	延床面積	m <sup>2</sup>	階数	地上 階/地下 階
	建築面積	m <sup>2</sup>	駐車台数	
	工事種別		駐輪台数	
着工予定日	年 月 日頃	完成予定日	年 月 日頃	
標識設置年月日	年 月 日			
配置図				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この標識は、熊本市ぱちんこ店等の建築に関する指導要綱第7条第1項の規定により、ぱちんこ店等の建築計画をお知らせするものです。</li> <li>・ 上記建築計画についてのお問合せは、下記へお願いします。 (連絡先)</li> </ul>				

注1) 大きさは縦120cm、横90cmとする。なお、概要と配置図を分割する場合は、縦60cm、横90cm程度の2枚とし、風雨に強い材質とする。

注2) 配置図はA2サイズ以上とし、駐車場、出入口等を明記したものとする。

様式第4号 (第7条関係)

標 識 設 置 報 告 書

年 月 日

熊本市長 (宛)

建築主 住所

氏名

電話 ( )

熊本市ぱちんこ店等の建築に関する指導要綱第7条第3項の規定により、標識を設置したので報告します。

パチンコ店等の名称	
敷地の位置	
設置年月日	

※標識設置状況の分かる遠景写真及び内容の分かる近景写真を各1枚、設置箇所ごとに貼付してください。(裏面貼付可)

標識記載事項変更届

年 月 日

熊本市長 (宛)

建築主 住所

氏名

電話 ( )

熊本市ぱちんこ店等の建築に関する指導要綱第7条第4項の規定により、標識の記載事項を変更したので報告します。

パチンコ店等の名称	
変更設置年月日	
変更事項の概要	
変更後の写真	

※内容の分かる写真を各1枚、設置箇所ごとに貼付してください。(裏面貼付可)

## 事前説明会の経過報告書

(その )

日 時		
場 所		
出 席 者	建築主側	
	近隣住民等	自治会長等
議事録		

※尚、本様式は、基本的内容を定めたものであり、これに適宜必要な内容を追加してください。

事前説明の経過報告書

(その )

説明事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置計画、交通計画</li> <li>・周辺道路幅員</li> <li>・建物周囲境界との距離</li> <li>・緑化計画</li> <li>・排水計画</li> <li>・日照、採光、通風</li> <li>・電波障害</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の概要</li> <li>延べ床面積</li> <li>平面図</li> <li>立面図</li> <li>階数</li> <li>高さ</li> <li>構造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事期間</li> <li>・基礎の工法</li> <li>・資材の搬入法</li> <li>・危害防止策</li> <li>騒音、振動</li> <li>駐車場、駐輪場</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理体制</li> <li>作業時間</li> <li>休日</li> <li>塵収集</li> <li>・その他</li> </ul>
<p>※説明した項目に○をし、他に説明した事項があれば適宜追記してください。                  ※周辺の住環境に配慮した事項について、十分な説明をお願いします。</p>				

説明日			
説明場所			
	建 築 主 側	住 民 側 (氏名・TEL・住所)	
出席者			
説明・意見			
協議結果			

関係課協議経過報告書

協議日	建築主側 氏 名		関係課名 担当者名	
平成 年 月 日				
協議事項 ・	協議内容			
協議日	建築主側 氏 名		関係課名 担当者名	
平成 年 月 日				
協議事項 ・	協議内容			

※尚、本様式は、基本的内容を定めたものであるため、これに適宜必要な内容を追加してください。